美作市介護予防体操教室運営事業費補助金の手引き

令和4年1月　第4版



美作市のマスコットキャラクター

みまちゃん

【問い合わせ先】

〒707-0014　　美作市北山390-2

美作市保健福祉部　健康政策課　長寿支援係

☎（0868）７５－３９１２

**１．美作市介護予防体操教室運営事業への補助金**

（１）目的

　　みまさかお元気体操を用いた高齢者の通いの場の拡大、及び自立支援に資する活動を支援することにより、市民の介護予防を推進し、高齢者が住み慣れた街で元気に過ごすことが出来る地域づくりを推進します。

（２）補助金額

　年額20,000円を上限とする

（３）補助の対象となる団体

①活動拠点が美作市内であること

②介護予防サポーターが所属していること

③美作市が実施する介護予防に関する研修会その他市が実施する各種事業や取組みに対

して積極的な協力が可能な団体であること

④活動に関し国、県、市等の調査に協力が可能な団体であること

⑤宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とす

る団体でないこと

⑥政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でな

いこと

⑦特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者

又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと

⑧美作市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号）第２条に規定する暴力団又は暴力団の統制下にある団体及びその関係者と社会的に非難される関係をもつものでないこと

（４）補助の対象となる事業

①美作市内で実施するものであること

②６５歳以上の高齢者がおおむね５人以上参加していること

③原則として月１回以上実施するものであること

④みまさかお元気体操を１回あたり３０分以上実施していること

⑤参加者数等を記録し、及び管理しているものであること

⑥介護予防サポーター又は高齢者だけでなく、広く地域住民が参加可能な活動であること

⑦３か月以上継続して実施するものであること

⑧開催場所及び活動内容について、美作市ホームページ及び広報誌への掲載等が可能であ

ること

⑨実施に関し、国、地方公共団体（美作市を含む。）及びそれらの外郭団体からの補助、　助成その他金銭の給付を受けていないものであること

（５）補助の対象となる経費

①需用費（事務用品等の消耗品費、チラシ等の印刷製本費、燃料費、電気料金等の光熱水費）

②役務費（郵便料、保険料、その他必要な手数料等）

③使用料及び賃借料（会場使用料、賃借料等）

④備品購入費（介護予防体操教室の運営に必要な備品購入費）

　※購入単価は補助金の上限を超えないものに限る

　例）CDデッキ、DVDデッキ、チューブ、椅子等

（６）補助の対象とならない経費

①食材代及び飲食代

②補助対象団体の構成員に対する人件費、謝金及び交通費

③補助対象団体の構成員及び参加者への記念品及び慶弔品

④補助対象団体の構成員が私的に使用する物品等の購入費

⑤外部講師に対する人件費、謝金及び交通費

⑥その他補助することが適切と認められない経費

**２．補助を受けるには**

（１）補助金の交付申請

介護予防体操教室を開催し、補助金を利用しようとする団体は、**当該年度の１０月末**までに、交付申請書など次に記載の必要書類を提出してください。＊随時受け付けします。

　　なお、新しく事業を開始しようとする団体で、補助金を利用する場合は、速やかに提出してください。

ア　美作市介護予防体操教室運営事業費補助金交付申請書（様式第１-１号）

イ　事業計画書（様式第１-２号）

ウ　収支予算書（様式第１-３号）

エ　団体の構成員名簿（様式第１-４号）

オ　見積書（備品の購入を予定する団体に限る。）

　カ　その他市長が必要と認める書類

　キ　債権者登録申出書

　【概算払いを要望する場合】

　ク　補助金等交付請求書（様式第７号）

【提出先】

美作市健康政策課　長寿支援係　（美作保健センター内）

美作市北山３９０－２

（２）交付申請から実績報告、補助金支払いまでの流れ

①　市は交付申請書等を受理した後、提出書類について内容を審査し、交付の適否が適当と認めた時は補助金額を決定し、美作市介護予防体操教室運営事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知します。

②　概算払いを要望される場合は、補助金交付決定後、補助金等交付請求書（様式第７号）を受理した後、補助金を指定の銀行口座に振り込みます。（概算払いを要望される場合は、申請時に申し出てください。）

③　事業計画に沿って事業を実施していただきます。事業完了後に実績報告書を提出していただきますので、事業に係る収支決算書・領収書及び参加者内訳について、作成・保管をしておいてください。

④　事業が完了したら、当該年度の３月３１日までに、次に記載の必要書類を提出してください。

ア　美作市介護予防体操教室運営事業費補助金実績報告書（様式第４-１号）

イ　実施報告書（様式第４-２号）

ウ　収支決算書（様式第４-３号）

エ　事業日誌（任意様式）

オ　利用者名簿（任意様式）

カ　領収書整理帳（領収書その他事業に要した費用がわかる資料等）

キ　補助金等交付請求書（様式第７号）

ク　活動中の写真（参加者や活動の様子や内容がわかるもの２枚）

ケ　その他市町が必要と認める資料

⑤　市は実施報告書等を受理した後、提出書類について内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美作市介護予防体操教室運営事業費補助金確定通知書（様式第５号）により通知します。

ただし、補助金交付決定通知額と、補助金交付確定額が同額の場合は、補助金確定通知書（様式第５号）による通知を省略します。

⑥　補助金額確定後、市は補助金等交付請求書（様式第７号）を受理した後、補助金を指定の口座に振り込みます。

※　補助金の交付決定後、事業の計画を変更しようとするとき、又は事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、変更の手続きが必要となるため、速やかに高齢者福祉課地域包括支援係までご連絡ください。（美作市介護予防体操教室運営事業費補助金変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第３号）の提出が必要となります。）

（３）補助金交付決定後の取消及び返還

次のいずれかに該当する時は、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還をすることになります

①交付決定の内容又は交付決定に付された条件に違反したとき

②虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

③補助事業を年度の途中で終了したとき

④補助金の交付が不適当と認められる事由があるとき

**３．その他（事業実施上の留意事項）**

（１）書類保管のお願い

補助金を受けられた方は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間以下の資料を保管してください。

例）令和３年度補助金を申請し、令和３年度末まで教室を実施した場合

➡令和８年度まで資料を保管

ア　事業日誌

イ　利用者名簿

ウ　補助金に係る収入及び支出を明らかにした預貯金通帳及び金銭出納簿の帳簿等

エ　契約書

オ　領収書等の証拠書類

（２）口座作成について

　　口座を作成する場合は、個人の口座ではなく、事業を実施する団体の口座を作成してください。

（３）申請団体名について

補助金を申請する場合は、個人ではなく団体名で申請をしてください。